

令和4年度第4回宮城県特定家畜伝染病対策本部会議

日時：令和5年1月30日（月）

午前10時から

場所：特別会議室

次 第

1 開会

2 議題

高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜に係る防疫措置の完了と今後の対応について

3 閉会

令和4年度第4回宮城県特定家畜伝染病対策本部会議
出席者名簿

<本部員>

役職	職	氏名	備考
本部長	知事	村井 嘉浩	
副本部長	副知事	遠藤 信哉	欠席
副本部長	副知事	池田 敬之	
本部員	公営企業管理者	佐藤 達也	
〃	教育長	伊東 昭代	(代理) 副教育長 嘉藤俊雄
〃	総務部長	志賀 真幸	
〃	復興・危機管理部長	佐藤 達哉	
〃	企画部長	千葉 章	
〃	環境生活部長	佐藤 靖彦	
〃	保健福祉部長	伊藤 哲也	
〃	経済商工観光部長	千葉 隆政	(代理) 副部長 大庭豪樹
〃	農政部長	宮川 耕一	
〃	水産林政部長	吉田 信幸	
〃	土木部長	千葉 衛	
〃	会計管理者兼出納局長	富田 政則	(代理) 副局長 相馬義郎
〃	警察本部長	原 幸太郎	(代理) 警備課長 高嶋文智
〃	危機管理監	千葉 伸	

<事務局>

所属	職	氏名	備考
復興・危機管理部 復興・危機管理総務課	参事兼課長	佐藤 芳明	
農政部 農業政策室	室長	常陸 孝一	
農政部 家畜防疫対策室長	技術参事兼室長	齋藤 裕	

(敬称略)

高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜に係る防疫措置の完了と今後の対応について

1 防疫措置の内容と経過

- 1月28日(土)に、角田市の家きん農場において高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されて以降、家畜伝染病予防法に基づき、農林水産省と協議しながら、以下の防疫措置を行ってきた。

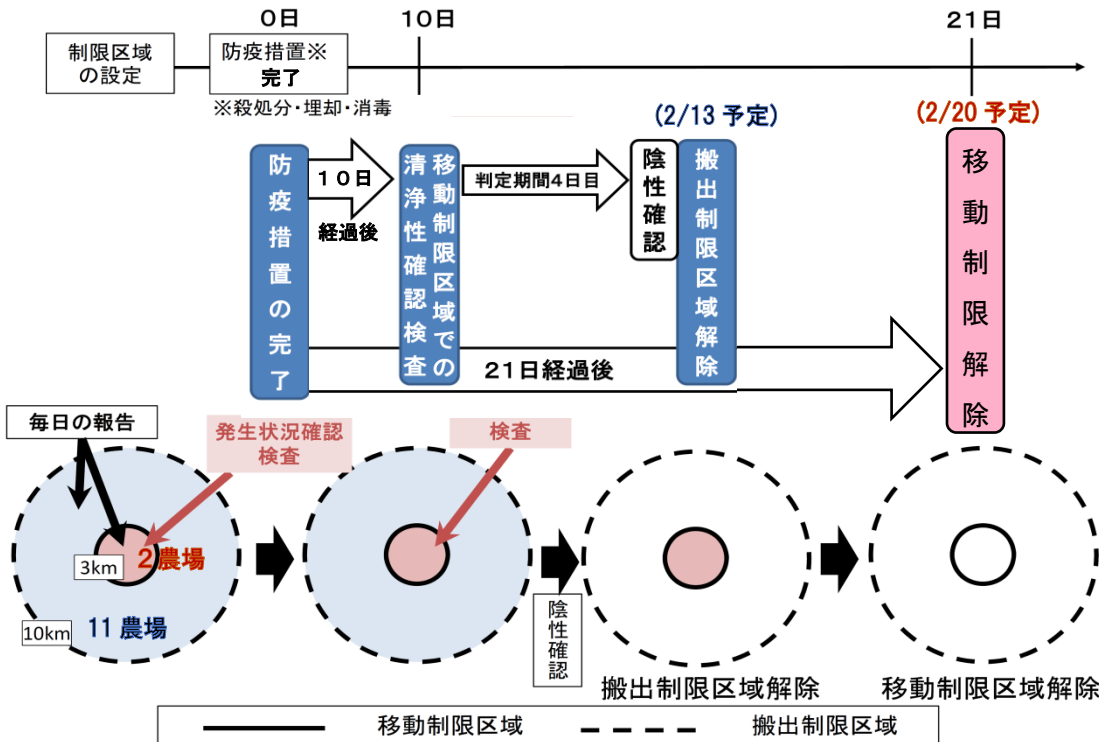
防疫措置項目	防疫措置の内容
	A農場(角田市)
(1) 殺処分	① 当初報告羽数 13家きん舎 約12,000羽(あひる) ② 防疫措置の状況 ◇殺処分の実施期間 1/28(土)午前10時～午後8時16分 ◇殺処分羽数 9,495羽(速報値) ◇死亡した羽数:584羽(速報値) ◇殺処分したあひるや死亡あひるは、埋却処理
(2) 清掃・消毒	◇家きん舎の天井・壁面・床面は逆性石けん噴霧 ◇農場敷地内は、消石灰散布
(3) 汚染物品の処理	◇飼料は、埋却処理 ◇家きん舎内の糞は、埋却処理 ◇農場内のもみ殻等の敷料は、消石灰散布・ビニールシート被覆による封じ込め静置処理(3か月間)

上記の防疫措置(1)～(3)をすべて実施し、1/29(日)午前11時35分に防疫措置が完了した。

2 移動制限区域及び搬出制限区域について

- 防疫措置完了の10日経過後に実施する清浄性確認検査(2農場)で陰性を確認後、搬出制限区域(※1)を解除する。また、防疫措置完了から21日経過後に、農林水産省と協議の上、移動制限区域(※2)を解除する(図1参照)。
 - ※1 搬出制限区域:発生農場を中心とした半径10km以内の移動制限区域に外接する区域
 - ※2 移動制限区域:発生農場を中心とした半径3km以内の区域
- 消毒ポイントについては、制限区域の解除に伴い、順次廃止する。

<図 1 >



3 今後の対応について

- 発生農場については、防疫措置完了後、概ね1週間間隔で2回の消毒を実施する。
- 防疫措置完了後、10日間の観察期間を経て、移動制限区域内の農場において実施する清浄性確認検査で異常がなければ、農林水産省と協議し、搬出制限を解除する。
さらに、防疫措置完了後21日間異常がなければ、農林水産省と協議し、移動制限区域を解除する。
- 県内の養鶏事業者等に対しては、依然として鳥インフルエンザのリスクは存在することから、引き続き病原体侵入防止対策となる飼養衛生管理を徹底するよう注意喚起する。

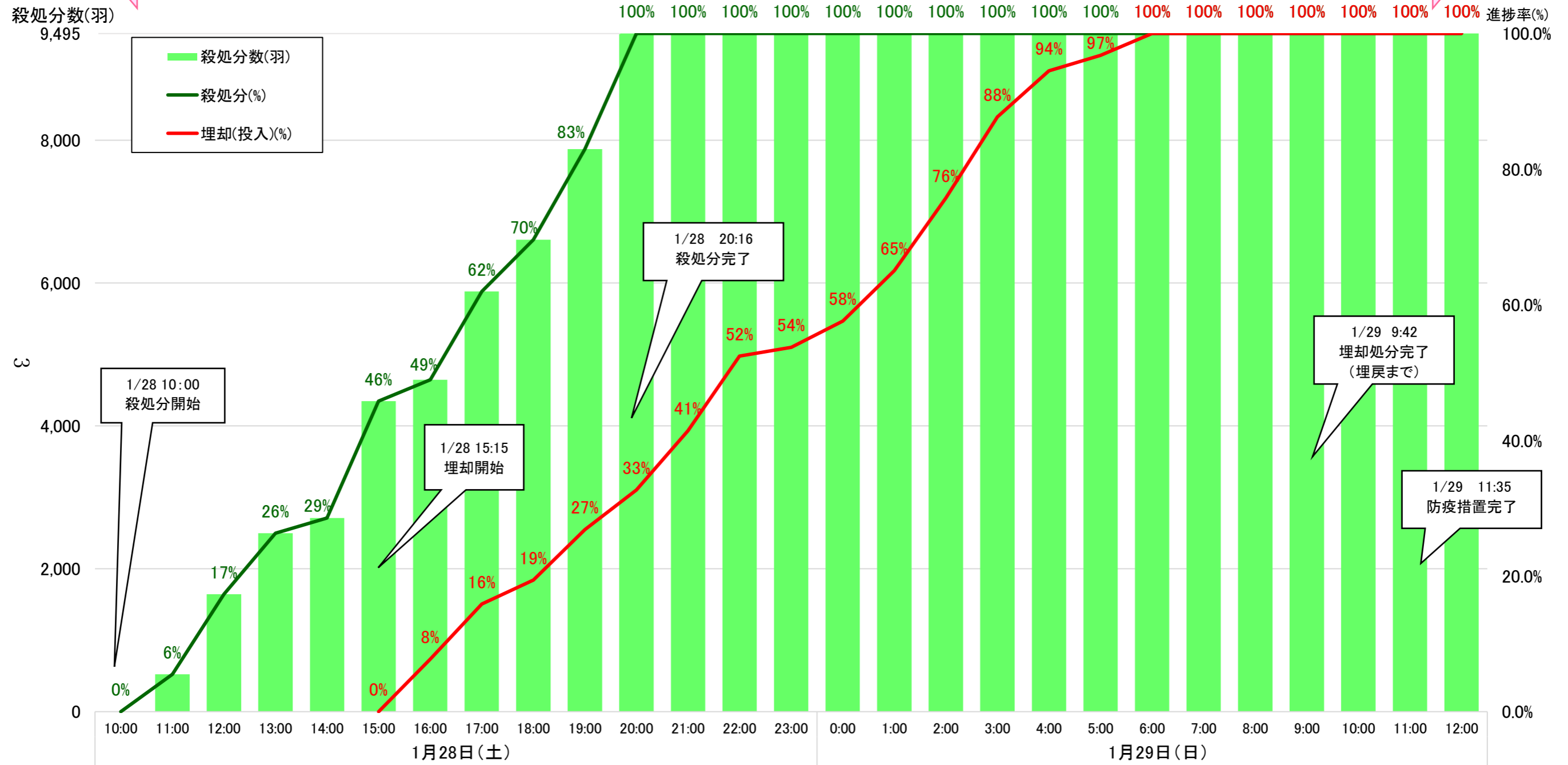
4 防疫措置の実施体制（速報値）

(延べ人数)

角田市	約30人
民間団体	約150人（うち宮城県建設業協会（約80人）、 県内バス会社、ほか）
県職員	約870人
合計	約1,050人

鳥インフルエンザ防疫措置進捗状況

(一社)宮城県建設業協会による積込・掘削・埋却作業



防疫作業の状況



農場前テントの防疫作業従事者



家きん舎内



炭酸ガス注入



埋却作業